

## 芝山町で受けられる子育て支援サービス

### 【 妊娠したら 】

事業名	事業の内容	担当課
<b>母子健康手帳の交付</b>	妊娠がわかったら、保健センターで母子健康手帳の交付。 日本語がわからない方のために外国語母子健康手帳（英語・タガログ語・インドネシア語・スペイン語・タイ語・中国語・ハングル語・ポルトガル語 各併記）用意。 母子健康手帳とともに、別冊を交付。別冊には、妊婦健康診査受診票 14 回分と乳児健康診査受診票（生後 3～6 ヶ月、9～11 ヶ月に各 1 回）と赤ちゃんお誕生連絡票が含まれる。	保健センター
<b>妊婦健康診査</b>	母子健康手帳別冊の妊婦健康診査受診票を使って、14 回まで公費負担で健診が受けられる。	保健センター
<b>妊婦歯科健康検査</b>	妊娠中に 1 回、歯科健診が受けられる	保健センター
<b>特定不妊治療助成事業</b>	千葉県が、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成。	保健センター

### 【 赤ちゃんが産まれたら 】

事業名	事業の内容	担当課
<b>赤ちゃん訪問</b>	生後 4 ヶ月までの赤ちゃんを対象に、子育て支援に関する情報提供などを目的に保健師が家庭訪問を行う。	保健センター
<b>赤ちゃん相談</b>	生後 1 歳未満の乳児を対象に、身体計測と育児についての相談を行う。	保健センター
<b>幼児健康診査</b>	1 歳 6 ヶ月、2 歳、3 歳健診を行う。併せて子育てに関する相談も行う。	保健センター
<b>予防接種</b>	予防接種で免疫をつくり感染症を防ぐ。	保健センター
<b>出産祝金</b>	出産を奨励祝福して出産祝金を支給。 ＜出産祝金の額＞第 2 子・10 万円、第 3 子・30 万円、第 4 子・50 万円、第 5 子以上・70 万円	町民税務課 戸籍係

事業名	事業の内容	担当課
チャイルドシート 購入費助成	芝山町に住所を有し、かつ6歳未満の子どもを養育している保護者に、1台限り10,000円上限に交付。	総務課 自治振興係
保育所・幼稚園 園庭開放	幼稚園や保育所に入っていない乳幼児を対象に、園庭を開放。 ・みつば幼稚園 電話で申し込みにより随時 ・町立保育所 毎月第2・4水曜日 9:30~11:00	福祉保健課 子育て支援係・ みつば幼稚園
一時保育	保護者が就労や通院などで児童の保育ができない場合、一時的に保育を実施。	福祉保健課 子育て支援係

### 【 各種手当・助成 】

事業名	事業の内容	担当課
児童手当	中学校修了前児童の養育者に、児童手当を支給。 ・支給額 3歳未満、3歳から小学生までの第3子以降 月額15,000円 3歳から小学生までの第1子・第2子、中学生 月額10,000円 特例給付(養育者の所得が制限限度額以上の児童) 月額5,000円 ・支払い月 6月、10月、2月(それぞれ前月分まで支給)	福祉保健課 子育て支援係
子ども医療費助成	0歳から中学3年生までの子どもが、病気やけがで受診した医療費のうち、保険診療分の自己負担の一部を助成。	福祉保健課 子育て支援係
未熟児養育医療	医師が入院療養を認めた、1歳未満の未熟児(出生時体重が2,000g以下)に対し、その治療に必要な医療費のうち、保健診療分の自己負担の一部を助成。	福祉保健課 子育て支援係
休日・夜間の担当 病院	休日のケガや病気に備え、当番制で開院。その他、夜間急病診療所(東金)や休日救急歯科診療所(東金)も開設されている。	町内・近隣市町の病院
就学援助	経済的な理由で、義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に学用品費などを援助。	教育課 学校教育係
遠距離通学費 補助金	片道、小学生4キロメートル以上、中学生6キロメートル以上を通学(徒歩・自転車・家族による送迎等)する児童及び生徒の保護者に、小学生年額5,500円、中学生年額8,800円を補助。	教育課 学校教育係

事業名	事業の内容	担当課
新たに三世代で同居する家族の住居の建築費への助成	人口増対策、少子高齢化対策として、町内に3世代が新たに同居等をするために住宅を新築、増築または購入する場合の費用を助成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>町内業者を利用した場合・・・上限200万円</li> <li>町外業者を利用した場合・・・上限100万円</li> </ul>	企画空港政策課 企画調整係
チーパス	千葉県が提携した店舗でチーパスを提示すると、店舗ごとに設定した子育て応援サービスを受けられる。	福祉保健課 子育て支援係
学童クラブ	保護者が就労等により昼間いない家庭の小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>開所時間 月曜日から金曜日まで 下校時～19:00 土曜日・学校休業日（夏休み等） 7:30～19:00</li> <li>利用料 通常料金 月額6,000円 （8月は10,000円）※おやつ代は別途集金 延長料金 月額1,000円 7:30～8:30、18:00～19:00</li> </ul>	福祉保健課 子育て支援係

### 【ひとり親世帯の子育て支援】

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等に、児童扶養手当を支給。受給期間は、児童が18歳まで（基準以上の障がいの状態にある場合は20歳未満）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>支給額 児童1人の場合 月額42,910円～10,120円 第2子は月額5,070～10,130円、第3子以降については1人につき月額3,040～6,070円を加算。</li> <li>支払い月 1月 3月 5月 7月 9月 11月</li> </ul>	福祉保健課 子育て支援係
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯は、JRの通勤定期乗車券の特別割引を受けることができる。	福祉保健課 子育て支援係
ひとり親家庭医療費等助成	ひとり親家庭に対し、保険診療による医療費等の自己負担分の一部を助成。	福祉保健課 子育て支援係
ひとり親家庭児童入学祝金	ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学する場合、祝金5,000円を贈る。	福祉保健課 子育て支援係
県営住宅	ひとり親家庭の特枠世帯は、一般世帯に比べ当選の確率が高くなるよう配慮。	企画空港政策課 企画調整係
母子父子寡婦福祉資金	母子・父子寡婦世帯に、修学資金、就職支度資金などの貸付けを行う。	福祉保健課 子育て支援係



## 【 障がいのあるお子さんの子育て支援 】

事業名	事業の内容	担当課
<b>特別児童扶養手当</b>	心身に重度もしくは中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に、特別児童扶養手当を支給。 《支払い月 4月、8月、11月》	福祉保健課 福祉係
<b>障害児福祉手当</b>	心身に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童に手当を支給。	福祉保健課 福祉係
<b>自立支援医療（育成医療）</b>	身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、医療費の一部を公費で負担。	福祉保健課 福祉係
<b>重度心身障害者（児）医療費助成</b>	重度心身障がい者（児）が、医療機関で診療を受けた場合の、保険診療分の自己負担分を助成。	福祉保健課 福祉係
<b>障がい福祉サービス</b>	車いすなど補装具の購入、ベッドや頭部保護帽などの日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣や移動（外出）支援、障がい児施設への入・通所など様々な福祉サービスの助成。	福祉保健課 福祉係
<b>特別支援教育就学奨励費</b>	町内小中学校の特別支援学級へ就学するお子さんをお持ちの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、特別支援教育就学奨励費を交付。	教育課 学校教育係

## 【 困ったときの相談先 】

事業名	事業の内容	担当課
<b>民生委員児童委員・主任児童委員</b>	地域の中の身近な相談相手です。	福祉保健課 福祉係
<b>子どもと親のサポートセンター</b>	教育相談、いじめ・不登校の相談 ・電話 0120-415-446 ・受付 月～金 8:30～17:15 ※ いじめ相談は24時間	千葉県 教育委員会
<b>千葉県女性サポートセンター</b>	夫や恋人からの暴力、夫婦間の悩みなどの相談 ・電話 043-206-8002	千葉県 総合企画部
<b>24時間子どもチャイルドライン千葉</b>	18歳までの子どものための電話相談 ・電話 0120-99-7777 ・受付 月～土 16:00～21:00	NPO 子ども劇場 千葉県センター
<b>子どもの人権110</b>	いじめや虐待など、こどものための電話相談 ・電話 0120-007-110 ・受付 月～土 8:30～17:15	法務局

事業名	事業の内容	担当課
子ども家庭110番	しつけ・教育などの相談 ・電話 043-252-1152 ・受付 月～金 9:00～17:00	千葉県中央児童相談所
弁護士無料法律相談	・電話 78-0526 ・受付 毎月最終火曜日／要予約	町社会福祉協議会
ふくし駆け込みテレホン	・電話 78-0526 ・受付 月～金 9:00～17:00	町社会福祉協議会
消費生活相談	多重債務などを含む消費生活相談 ・電話 0476-23-1161 ・受付 月～金 9:30～16:30	消費生活センター
外国人テレホン相談	病院、学校、仕事、在留資格、離婚などの相談に英語・中国語・スペイン語で対応。 ・電話 043-297-2966	千葉県国際交流センター
虐待から子どもを守ろう	こどもの安心・安全 ・児童相談所全国共通ダイヤル“189”《3桁ダイヤル》	児童相談所(全国)
ヤング・テレホン	若者を対象とした相談 ・電話 0120-78-3497	千葉県警察少年センター